

意見書

平成23年9月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116

おおさかしきたくなかのしま

住所 大阪市北区中之島3-3-23

なかのしまだいびる

中之島ダイビル

かぶしきかいしゃ けい・おぶていこむ

氏名 株式会社ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやく ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成23年7月26日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

○電気通信事業法施行規則

改正案	弊社意見
<p>(体制の整備等) 第二十二條の七 法第三十一條第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信事業全体に与える影響力から鑑みて、その公益的役割は大きく、他の電気通信事業者との接続の業務には、公平性・透明性が強く求められます。従って、当該事業者の監視部門による監視結果は、その取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告することに加え、総務大臣への届出、及び一般への公表を義務付け、広く第三者がその内容を確認できる機会を設けることが必要と考えます。</p>
<p>十六 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。</p> <p>(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告) 第二十二條の八 法第三十一條第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>禁止行為等の規定は、電気通信事業に大きな影響力を与え得る事業者に制約を課すことで、結果的にその事業活動の公平性・透明性を高める点で有意義なものと考えます。従って、その規定の遵守のために講じた措置等は、当該事業者から総務大臣に報告するだけでなく、一般への公表を義務付け、広く第三者がその内容を確認できる機会を設けることが必要と考えます。</p>
<p>二 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次のイからハまでに掲げる事項</p> <p>イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社(法第三十一條第一項に規定する子会社(同条第三項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下この号において同じ。)に委託した場合における、当該子会社(この号において「監督対象子会社」という。)ごとの(1)から(5)までに掲げる事項</p> <p>(以下、略)</p>	<p>法第三十一條第一項では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が議決権の過半数を有する会社を子会社と規定し、監視の対象としています。しかし、この規定では、孫会社や、資本関係の薄い委託会社等をして、禁止行為等を行わせることが可能であり、現実的にもそれに類似した事例が確認されています。</p> <p>監視対象とする会社は、当該電気通信事業者が、資本関係に基づく支配力を行使し得る子会社だけでなく、財務面・営業面等で重要な影響力を与え得る関連会社や委託会社等まで含めることが必要であると考えます。</p>